

# 中国の音商標に関する資料

## -----音商標の初判決、テンセント社の QQ 提示音の登録許可-----



2019年10月25日

## 0. はじめに

2014年5月1日付けの中国商標法第三次法改正により、音声商標が保護対象として商標法に組み込まれた。どのような音声商標として登録できるかについて注目されていたところ、2018年までに約600件の音商標を出願されたが、約90%の出願は拒絶査定となった。

一方、2018年9月27日に、北京高級人民法院の終審において、テンセント社が出願した「嘀嘀嘀嘀嘀」という音商標については、顕著性があると判断されて商標登録が認められた。この件は、中国の商標分野における司法判決を経た音商標の初の判決である。

中国における最初の音商標の判決として、音商標の審査、裁判の過程における商標の顕著性判断について、参考となる価値と意義とがあると考えます。そこで、本判決について以下の通り詳細に説明する。

## 1. 事件経緯

### イ) 商標審査、審判の段階

・2014年5月4日付けで、テンセント社はQQ提示音の「嘀嘀嘀嘀嘀」が音商標（以下、本件商標と言う）として、商標局に出願した。

・2015年8月24日付けで、本件商標に対し、商標局は「商標法第11条1項3号により、本件商標は比較的なシンプルで、普通な音の調子とメロディーを組み合わせたものであり、独創性と顕著性に欠けている」という理由により、拒絶査定とした。

・2015年9月6日付けで、テンセント社は商標評審委員会に拒絶査定不服審判を請求した。

・2016年5月5日付けで、商標評審委員会は「指定役務の出所を区別することが困難である」という理由により、テンセント社の復審請求を棄却した。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

## 【 連絡先 】

---

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

## 【免責事項】

---

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

## 【無断複製・転載禁止】

---

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【弊所のウェブサイト・facebook】

---

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
  - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
  - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
  - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
  - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

